

消費生活 トラブル

光回線の電話勧誘に関する相談が今も多く寄せられています。

今月の相談

事例

- ① 契約中の事業者の手続きだと思っていたら、別の事業者との契約になっていた。
- ② 「現在のサービスが使えなくなるので乗り換えが必要」と言われて契約したが、そのような事実はなかった。
- ③ 「料金が安くなる」と言われて契約したが、説明のなかった複数のオプションサービスが付けられ、高額な料金が発生した。



光回線の電話勧誘トラブル

曾於市消費生活弁護士 相談会のお知らせ

日 程 11月18日(水)
時 間 午前10時～正午
場 所 市役所本庁南棟
2階 多目的室②
定 員 4名
相談時間 1人30分

※相談無料。事前申込み順です。

その3	その2	その1
光回線などの通信契約は、契約書面を受け取った日を含めて8日間は無条件で解約が可能です(※業者へ書面で通知すれば無償キャンセルできる場合もあります)。	内容がよく分からない時はその場で判断せず、家族や周囲の人にも相談しましょう。	勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。

お問い合わせ

消費生活センター ☎ 0986-76-8823

困った時は、早めに消費生活センターにご相談ください。

私たちの 体操教室

末吉町

南部体操教室



体操教室を始めて、4年目になります。名前も顔も知らないメンバーが体操教室で縁あって知り合いになり、今では健康づくりを一緒に行う大事な仲間になりました。週に1回体操を行うことで、メンバー全員が自分の足で体操教室に通うことができます。これからも、体操を続けて元気に過ごしていきたいです。男性メンバーも募集しています。



中村 淳一郎さん

中村さんは唯一の男性メンバーで、とても頼りになる存在です。自治会の清掃作業では、積極的にビーパーで草刈りを行い、地域の方々にも喜ばれています。園芸が趣味で、野菜や花づくりにも励んでいます。

お問い合わせ

福祉介護課 地域・高齢者支援係 ☎ 0986-76-8807